

職需労発 1031 第 1 号
令和 6 年 10 月 31 日

特定募集情報等提供事業者の皆様

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課
労働市場基盤整備室長
(公 印 省 略)

令和 7 年 4 月 1 日より募集情報等提供事業者に適用される
新たなルールに関するリーフレットの送付について (周知)

募集情報等提供事業について、平素から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 10 月 11 日に、いわゆる安定法指針 (職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針) が改正され (※)、令和 7 年 4 月 1 日より、募集情報等提供事業者に新たなルールが適用されます。

については、募集情報等提供事業者の皆様におかれましては、同封したリーフレットをご確認いただき、その事業運営に関して適切にご対応いただきますよう、お願い申し上げます。

※ 「職業紹介事業者、求人者、労働者の募集を行う者、募集受託者、募集情報等提供事業を行う者、労働者供給事業者、労働者供給を受けようとする者等がその責務等に関して適切に対処するための指針の一部を改正する件 (令和 6 年厚生労働省告示第 318 号)」が公布されています。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
厚生労働省職業安定局 需給調整事業課
労働市場基盤整備室



職需労発 1031 第2号
令和6年10月31日

特定募集情報等提供事業者の皆様

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課
労働市場基盤整備室長
(公印省略)

公衆道徳上有害な業務等と疑われる事案への対応について（周知）

募集情報等提供事業について、平素から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

募集情報等提供事業を利用するなどにより、あたかも通常の募集を装い、強盗や特殊詐欺などの職業安定法第63条第2号に規定する公衆道徳上有害な業務の実行者を募る、いわゆる「闇バイト」などの募集広告への対応について、令和5年4月20日付「公衆道徳上有害な業務等と疑われる事案への対応について（依頼）」にてお願いしているところです。

最近においてもいわゆる「闇バイト」による凶悪な強盗等事件が確認されており、警察庁において、別添のリーフレットを作成する等、広く国民に対して注意喚起しているところです。

については、特定募集情報等提供事業者の皆様におかれましては、下記リンクやQRコードのサービスサイト等への掲載、皆様が行っているいわゆる「闇バイト」求人広告が掲載されない仕組みにおける活用等、警察庁作成の同リーフレットも活用いただきつつ、引き続き適切な対応をお願い申し上げます。

(参考) 警察庁作成リーフレットのURL

<https://www.npa.go.jp/news/release/2024/tokutyou20241025.pdf>

※QRコードは同リーフレットのP2右下にあります。

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省職業安定局 需給調整事業課
労働市場基盤整備室

労働者に金銭やギフト券等を提供することは原則禁止になります

また、違約金等について定める場合には、募集主に分かりやすい明示が必要です

令和7年4月1日から職業安定法に基づく省令及び指針が一部改正されます

改正趣旨・背景

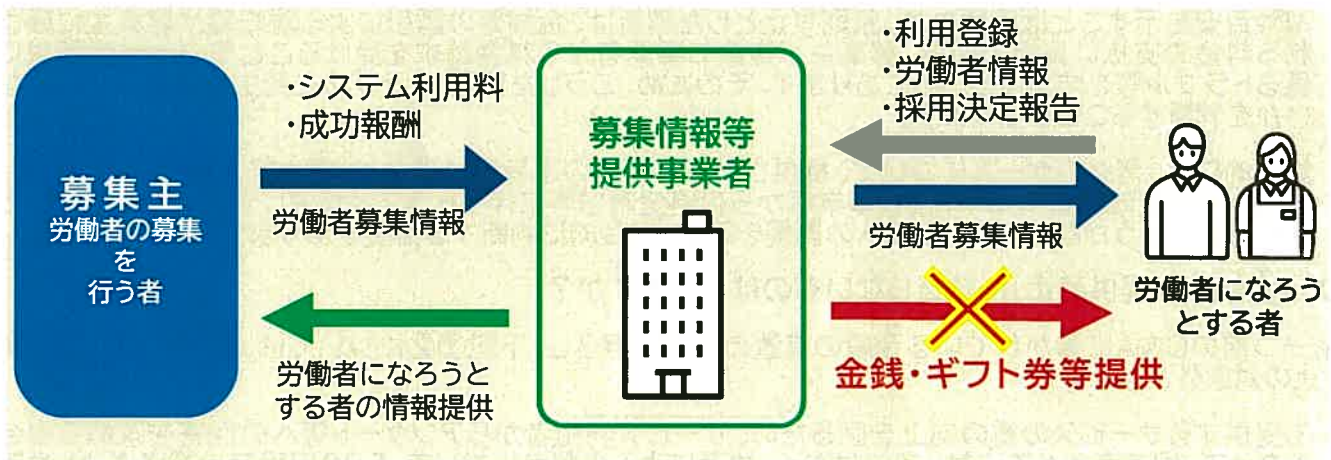
雇用仲介事業者による労働者になろうとする者への金銭提供は、早期離転職(定着阻害)や、それに伴う求人側の手数料負担の問題等に鑑み、既に、職業紹介事業では原則禁止しています。

他方、募集情報等提供事業については、これまで禁止等はされていませんでした。しかし、同様の問題が見られるほか、金銭等の誘因があることで過度の報告インセンティブが生じ、採用後の労働者から複数の募集情報等提供事業者へ採用決定の報告がされる結果、募集主が当該複数の事業者から成功報酬の請求を受けたり、高額な違約金請求を受けるなど募集情報等提供事業ならではの問題が生じています。

安心して雇用仲介事業を利用できない状況は、労働市場にとって重大な問題であり、また雇用仲介事業の健全な発展を阻害するものです。そのため、次の措置を講ずることにしました。

令和7年4月1日以降、新たに遵守すべき事項

(1)労働者になろうとする者に、金銭等の提供は好ましくなく、社会通念上相当と認められる程度を超えて、金銭などを提供することを行ってはいけません。



(2)募集情報等提供事業の利用料金、違約金等の額、発生条件、解除方法等を含む契約の内容(*)について、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面または電子メールその他の適切な方法により、あらかじめ募集主に誤解が生じないよう明示してください。

(*)本人が採用辞退後に別ルートで採用などの際に違約金を適用する場合や一定の無料期間経過後に有料となる場合の料金、利用契約の更新に関する契約内容も含みます。

(金銭等提供禁止)

Q.なぜ、成功報酬型以外の募集情報等提供事業についても、同じ規制が必要なのですか。

A.様々な趣旨・目的・態様で行われている労働者への金銭等の提供は、いずれも、労働者の行動選択に影響を与え、金銭等の誘因による離転職や求人側の負担など、適正な労働力需給調整機能に望ましくない影響があります。募集情報等提供事業の利用の勧奨については、労働者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、事業の質を向上させ、これを訴求することで行うべきものであり、金銭等を提供することによる利用の勧奨が好ましくないことは、成功報酬型以外の募集情報等提供事業についても当てはまるものです。

Q.利用料金について、採用決定時に募集主から成果報酬として求めるビジネスモデルを採用しています。労働者になろうとする者に対して金銭等を提供することで、確実に採用状況を把握し、利用料金を請求していましたが、今回の措置により、成果報酬型のサービス自体禁止されることにならないでしょうか。

A.今回の措置は、労働者になろうとする者に対する金銭等提供の禁止であり、成果報酬型の料金徴収を禁止したものではありません。つまり、労働者になろうとする者に対する金銭等提供がないのであれば、成果報酬型の料金徴収を行うビジネスモデルで引き続き事業を行うことは可能です。

募集情報等提供事業者によっては、現在、例えば、募集主と労働者になろうとする者の連絡を事業者が運営するサイト内の通信機能によるもの限定する、面接結果を募集情報等提供事業者を介して伝達する、金銭の提供なしで求職者に報告を求める等により、金銭等提供を伴わず成果報酬型の料金徴収を行っているサービスも見られます。

Q.金銭やギフト券のほか、ポイントカードのポイント付加は可能でしょうか。

A.金銭と同じように利用できますので、原則禁止の対象です。

Q.「社会通念上相当と認められる程度」であるかは、どのように判断すれば良いのですか。

A.募集情報等提供事業の利用の勧奨については、労働者になろうとする者が希望する地域においてその能力に適合する職業に就くことができるよう、募集情報等提供事業の質を向上させ、これを訴求することによって行うべきものであり「社会通念上相当と認められる程度」であっても好ましくありません。

その上で、「社会通念上相当と認められる程度」については、労働者への金銭等の提供は、募集情報を提供するサービスにおけるさまざまな時点で、種々の目的・効果・態様の下で行われており、一律の基準や目安を示すことは困難です。原則禁止とした趣旨は、金銭等の誘引による離転職や募集主に残される料金の支払い負担の問題、募集主が複数の事業者から料金請求を受けることその他料金請求に係るトラブル等を防止することにあります。そのため、こうした問題・トラブルを発生させるおそれがないかを判断することとなります。

具体的には、個々のケースについて、提供される金銭等の趣旨だけでなく、額や経済価値、提供手法、その有する離転職誘引効果、複数事業者からの料金請求等に伴うトラブルが生じやすいまたは生じてきた形態かどうかなど、労働市場への影響をみて、総合的に判断する必要があります。

Q.「金銭等の提供禁止」に該当しないものはありますか？

A.一つ前のQ&Aに書かれている今般の措置の趣旨に照らし、下記①②については、指針による原則禁止の対象外となります。

①提供するサービスの質の向上を図るため、サービス利用者からアンケート等への回答を求める場合であって、回答者すべてに対してではなく、抽選による少数者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの。

②イベント来場者を確保するため、転職フェアへの来場及びブース訪問者に対して、500円程度の電子ギフト券等を提供するもの(求人サイトへの登録の対価として提供されるものを除く)。

よくあるお問い合わせ

(利用料金、違約金規約等の明示)

Q.令和7年3月31日までに掲載の申込みがあった募集主に対しても、契約内容を分かりやすく明示する必要がありますのでしょうか。

A.令和7年3月31日までは改正指針の内容は適用されません。ただし、後々に募集主とトラブルにならないよう、改正指針の趣旨を踏まえ対応するようお願いいたします。

Q.利用料金、違約金規約等の明示については、ホームページに掲載することで明示することになるのでしょうか。

A.利用規約等について募集主に対して見せた文面と同じものを、契約締結後に募集主も確認できる必要があります。募集主の手に規約等が残るなど再読できる状態にあることが重要です。例えば、募集情報等提供事業者が募集主に対し、①単にホームページの該当箇所を教示する、②ホームページ上で規約自体をスクロールで確認させ、同意ボタンを押させる、といった方法では、募集主が同一文面を再読できない可能性があり、後々のトラブルの原因となるおそれがあることから、適切な方法で明示しているとはいえません。

利用料金や違約金について、対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面を手交し、非対面での説明の場合は、分かりやすく明瞭かつ正確に記載した書面又は電子メールで送付する方法を基本とし、それ以外であってもこれと同等の効果をもたらすものといえる方法で行ってください。

Q.「利用料金」や「違約金」とは具体的に何を指すのでしょうか。

A.「利用料金」や「違約金」といった名称はあくまで例示であり、事業の利用に関連して募集主が負担する金銭についてはあらかじめ誤解が生じないよう全て明示してください。

Q.明示対象となる金銭の具体的な金額があらかじめ定まっていなかった場合には、どのように示せばいいのでしょうか。

A.算定方法等を示すことにより、募集主が想定していない請求を受けることがないように分かりやすく明示願います。

Q.「解除方法」とは何の解除方法でしょうか。

A.サービスの利用に関する契約の解除方法を指します。

詳細は、都道府県労働局需給調整事業課室までお問い合わせください。

都道府県労働局 お問い合わせ先

労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号	労働局	課室	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	富山	需給調整事業室	076-432-2718	島根	職業安定課	0852-20-7017
青森	需給調整事業室	017-721-2000	石川	需給調整事業室	076-265-4435	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	福井	需給調整事業室	0776-26-8617	広島	需給調整事業課	082-511-1066
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	山梨	需給調整事業室	055-225-2862	山口	需給調整事業室	083-995-0385
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	長野	需給調整事業室	026-226-0864	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
山形	需給調整事業室	023-676-4618	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	香川	需給調整事業室	087-806-0010
福島	需給調整事業室	024-529-5746	静岡	需給調整事業課	054-271-9980	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	愛知	需給調整事業 第一課	052-219-5587	高知	職業安定課	088-885-6051
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	三重	需給調整事業室	059-226-2165	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	京都	需給調整事業課	075-241-3225	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	大阪	需給調整事業 第一課	06-4790-6303	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
東京	需給調整事業 第一課	03-3452-1472	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831	大分	需給調整事業室	097-535-2095
	需給調整事業 第二課	03-3452-1474	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	鳥取	職業安定課	0857-29-1707	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637



SNSなどで求人情報を探している方へ

令和6年10月25日
警察庁生活安全企画課

犯罪実行者募集情報の特徴

犯罪実行者の募集は、通常のアパート募集のように見えても、2つの大きな特徴があります。それは、

- X等のSNSで「高額」「即日即金」「ホワイト案件」等、「楽で、簡単、高収入」を強調する
- シグナルやテレグラムといった匿名性の高いアプリに誘導して個人情報を送信させ、脅迫する

というものです。この種の求人には応募しないとの意識を社会全体で共有することが重要です。

本年8月以降、首都圏で相次ぐ凶悪な強盗等事件において検挙された被疑者が応募したと思われる犯罪実行者募集情報には、具体的には以下の特徴があります。これらを参考にして、そのような特徴を有する求人情報には応募しないように注意してください。

1. 犯罪実行者募集の具体的事例

- 「即日バイト」「高額バイト」と検索したところ、「高額案件、タクシー業務、書類運搬、受け取り、日給5万円から」といった募集投稿を見つけた
- 「即日払いのバイトがあります」との投稿を見つけ、コメントしたところ、「DMください」との反応があった
- 「案件」と検索したところ、「ホワイトな高額案件あります」との募集投稿を見つけた
- おすすめに表示された「深夜に人を運んでください」「報酬5万円」との募集投稿を見つけてDMを送った
- 打ち子（パチンコの代打ち）のバイトの募集を見つけ、DMを送った
- 「お金配りますよ」と投稿しているアカウントにDMを送った
- 「即日即金」と検索したところ、「即金5万円」「運びの仕事」といった募集投稿を見つけ応募した

- 「要 普通免許、簡単な運びの仕事、ホワイトな仕事、高収入」等の広告を見て登録した
- 「送迎」案件のバイトに応募した
- 短時間で稼げるアルバイトを探し、「ホワイト案件」との募集文言を見て応募した
- 「短時間で高収入」との募集文言を見て応募した
- 「高額収入の引越しバイトの募集」と題した「本日稼働可能!」「預けた荷物をロッカー」「20万～都内某所」「闇バイト×」等の記載があるDMに返信した
- XでのDMのやりとりを経て、シグナルに誘導された

2. 浮かび上がる犯罪実行者募集情報の特徴

- 使用されたSNS：大部分がX（旧 Twitter）
- 報酬額：高額であることを強調する文言が多い（「高収入」「日給5万円から」等）
- 報酬支払い：即日に支払われることを強調する文言が多い（「即日払い」「即日即金」「お金配りますよ」等）
- 業務内容：人又は物の運搬や荷物の受取りなど簡単な仕事であることを強調する文言が多い（「運びの仕事」「ドライバー」「送迎」「書類運搬」「荷物を運ぶ仕事」等）
- 業務の性質：違法ではないことや、楽で簡単な仕事であることを強調する文言が使われることもある（「ホワイト案件」「ホワイトバイト」「簡単」等）
- 募集条件：即座に参加できること（「本日稼働可能」等）、また運搬等の業務に対応できること（「要普通免許」等）を条件としている場合もある
- 通信手段：Xでのやりとりから、匿名性の高いアプリ（シグナル）に誘導されることが多い

3. 今、犯罪に加担しようとしている方へ

たとえ、自身や家族が脅迫されていても、強盗は凶悪な犯罪です。犯罪に加担する前に、勇気を持って抜け出し、すぐに警察に相談してください。警察は確実に保護しますので、安心してください。



犯罪に加担しようとしている方へ

令和5年4月20日

特定募集情報等提供事業者の皆様

厚生労働省職業安定局
需給調整事業課
労働市場基盤整備室長

公衆道徳上有害な業務等と疑われる事案への対応について(依頼)

募集情報等提供事業について、平素から格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、令和5年3月17日に犯罪対策閣僚会議において「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が策定(※)され、厚生労働省としても、サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除について取組を進めることとなり、添付のとおり公益社団法人全国求人情報協会あて令和5年3月17日付け職発 0317 第3号「職業安定法第63条第2号に規定する公衆道徳上有害な業務、又は違法・有害と疑われる事案への対応について」(以下「局長通知」という。)を发出したところです。

については、特定募集情報等提供事業者の皆様におかれましては、局長通知にご留意の上、職業安定法第63条第2号に規定する公衆道徳上有害な業務(以下「有害業務」といいます。)又は違法・有害と疑われる業務に係る求人情報の掲載等を防止することや、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人情報等を把握した場合に、都道府県労働局及び都道府県警察本部に連絡をいただくなど、適切な対応をしていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、局長通知(特に別添3「都道府県警察本部の担当部署」)は、公開していないものも含まれますので、社内外に広く公開されることのないようお願い申し上げます。

(※) 募集情報等提供事業を利用するなどにより、あたかも通常の募集を装い、強盗や特殊詐欺などの職業安定法第63条第2号に規定する公衆道徳上有害な業務を募る、いわゆる闇バイトなどの募集広告が確認されています。広く社会的に認知されている求人メディア等の募集広告を悪用して犯罪行為の実行行為者を募り、労働者になろうとする者自身が意図せず犯罪者となる懸念があるなど、重大な社会問題となっています。

(照会先)

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省 職業安定局 需給調整事業課 労働市場基盤整備室

メールアドレス: tokuteibosyuu@mhlw.go.jp

電話: 03-5253-1111(内線 5222)

厚 生 労 働 省
職 業 安 定 局 長
(公 印 省 略)

職業安定法第 63 条第2号に規定する公衆道徳上有害な業務、又は
違法・有害と疑われる事案への対応について

募集情報等提供事業を利用するなどにより、あたかも通常の募集を装い、強盗や特殊詐欺などの職業安定法第 63 条第2号に規定する公衆道徳上有害な業務を募る、いわゆる闇バイトなどの募集広告が確認されています。広く社会的に認知されている求人メディア等の募集広告を悪用して犯罪行為の実行行為者を募り、労働者になろうとする者自身が意図せず犯罪者となる懸念があるなど、重大な社会問題となっています。

本日、犯罪対策閣僚会議において「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」(別添1)が策定されました。貴会におかれましても、会員企業及びその関係事業者に対し、下記にご留意の上、職業安定法第 63 条第2号に規定する公衆道徳上有害な業務(以下「有害業務」といいます。)又は違法・有害と疑われる業務に係る職業紹介や求人情報の掲載等を防止することや、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る職業紹介や求人情報等を把握した場合に、下記3により都道府県労働局及び都道府県警察本部に連絡をいただくなど、適切な対応(以下「本件取組」といいます。)をするよう周知を図っていただきたくお願いいたします。

なお、本件通知は警察庁と協議済であることを申し添えます。

記

1 対象

本件取組の対象は、有害業務(※)又は違法・有害と疑われる業務に係る職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供又は労働者の供給に関する、契約の申入れから締結、契約に基づくサービスの提供に至るまでのすべての過程とします。

また、いわゆるクローリング型のサービスにおいては、求人に関する情報の収集から掲載に至るまでのすべての過程とします。

※ 例えば社会共同生活上守られるべき道徳を害する業務をいい、裁判例(東京高裁平成3年10月14日判決)においては、『「公衆道徳上有害な業務に就かせる目的」とは、当該業務に従事することが即犯罪を構成するか、犯罪を構成しないまでも犯罪に極めて近接するような業務であって、しかも公衆道徳にもとること著しい業務に就かせる目的を指すものと解すべき」とするものがあります。

2 有害業務に係る求人広告への対応

(1) 予防のための取組について

有害業務に係る求人広告が掲載されることを防ぐため、サービスの提供に至るまでの各過程において、募集に係る業務が有害業務に該当しないかを確認するとともに、違法・有害と疑われる業務である場合には、求人者や募集に係る業務の内容等について十分に確認するなど、有害業務に係る求人広告が掲載されない仕組みを設けるようお願いいたします。

また、いわゆるクローリング型のサービスにおいては、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告を収集しないように努めるとともに、収集した求人広告に違法・有害と疑われる業務を確認したときは、求人者や募集に係る業務の内容等について十分に確認するなど、有害業務に係る求人広告が掲載されない仕組みを設けるようお願いいたします。

上記の確認をしてもなお求人者や募集に係る業務の内容に不審な点がある場合には、求人広告の掲載について拒否や保留等の対応をするとともに、速やかに下記3により都道府県労働局及び都道府県警察本部に通報(通報先の選定基準については下記3(1)参照。)した上で、その指示・助言等を受け適切にご対応ください。

なお、確認等に当たって判断に迷うことや不明な点などがあれば、通報先となり得る警察本部までご相談ください。

(2) 排除のための取組について

有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告が掲載されていないかについて、定期的に自主点検をするとともに、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告が掲載されていることを発見した場合は、直ちに当該求人広告の削除や公開の停止等、労働者が応募できないようにする措置を講じるとともに、下記3により都道府県労働局及び都道府県警察本部に通報した上で、その指示・助言等を受け適切にご対応ください。

なお、当該求人広告の削除や公開の停止に当たっては、関連する通信ログ

も含めて、可能な限り当該求人広告に関する情報の保全等に努める必要があることにご留意ください。

おって、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告は、的確表示義務(職業安定法第5条の4)等に違反していることが多いと考えられますが、職業紹介事業者等が、当局の指示にもかかわらず有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告に対して適切な措置をとらない場合には、本条違反等による指導・監督の対象となり得ることにご留意ください。

3 都道府県労働局及び都道府県警察本部への通報等

(1) 通報先

有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告において就業地とされる場所の所在する都道府県を管轄する労働局の需給調整事業担当部課室(別添2)及び警察本部の担当部署(別添3)の両方とします。

なお、就業地が複数ある場合には主たる就業地、主たる就業地が不明な場合には就業地のうち任意の就業地、就業地が不明な場合には求人者の住所地、就業地及び求人者の住所地のいずれも不明な場合には事業者の住所地とします。

また、就業地とは別に、求人者に関する情報(IP アドレス等)に基づき、より適切と考えられる地域がある場合には、その地域の所在する都道府県を管轄する労働局の需給調整事業担当部課室及び警察本部の両方に通報していただいで差し支えありません。

就業地及び求人者の住所地のいずれも不明で、求人者に関する情報によっても適切な地域が確定できない場合(海外である場合を含む。)には、事業者の住所地の所在する都道府県を管轄する労働局の需給調整事業担当部課室及び警察本部の両方とします。

(2) 通報の方法等

まず電話により、(1)の通報先(都道府県労働局及び都道府県警察本部の両方)へ、有害業務又は違法・有害と疑われる業務に係る求人広告を把握したこと及び事案の概要について連絡していただくようお願いいたします。

なお、通報に当たっては、有害業務に該当するとの確証は要せず、断片的な情報であっても、積極的に通報をしていただくようお願いいたします。

担当 職業安定局需給調整事業課 企画係 電話 03-5253-1111 内線 5312,5835

以上

[参照条文抜粋]

職業安定法(昭和二十二年法律第四百十一号)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、これを一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三百万円以下の罰金に処する。

- 一 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。
- 二 公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に就かせる目的で、職業紹介、労働者の募集、募集情報等提供若しくは労働者の供給を行い、又はこれらに従事したとき。

刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三百十一号)

第九十七条 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

- ② 捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- ③～⑤ (省略)

SNSで実行犯を募集する手口による強盗や
特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン

令和5年3月17日

犯罪対策閣僚会議

目 次

序 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」の策定に当たって	1
1 「実行犯を生まない」ための対策	
(1) 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進	3
(2) サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除	4
(3) 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発	4
(4) 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進	5
2 「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策	
(1) 個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化	6
(2) 携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進	6
(3) 悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進	7
(4) 預貯金口座の不正利用防止対策の強化	7
(5) 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化	7
(6) 秘匿性の高いアプリケーションの悪用防止	8
(7) 帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止	8
3 「被害に遭わない環境を構築する」ための対策	
(1) 宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携	9
(2) 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援	9
(3) 高齢者の自宅電話番号の変更等支援	10
(4) 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策	10
(5) 現金を自宅に保管させないようにするための対策	10
(6) パトロール等による警戒	11
4 「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策	
(1) 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進	11
(2) 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携	11
(3) 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化	11

序 「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」の策定に当たって

「闇バイト強盗」と称される強盗等事件が広域で発生した。

これまでに14都府県で50数件が把握されている一連の事件では、60数人の被疑者が検挙されている。

これらの事件では、「高額バイト」、「即日即金」などの文言を用い、SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）上で実行犯を募集する手口がとられること、「被害者を拘束した上で暴行を加えるなど、凶悪な犯行態様であること」などの特徴がみられる。

現在、警察において、全容解明に向けた捜査が進められるとともに、各種の防犯対策がなされているところであるが、国民の間では、「もしかしたら自分が被害に遭うかもしれない」という不安感が広がっている。

特殊詐欺をめぐる情勢も、なお深刻である。

特殊詐欺の認知件数は、令和3年以降、増加しており、また、その被害額は、令和4年に8年ぶりに増加に転じている。検挙件数・人員も、令和4年に増加に転じている。

そして、特殊詐欺被害者の大部分は、高齢者である。

政府では、令和元年6月、特殊詐欺等から高齢者を守るための総合対策として、「オレオレ詐欺等対策プラン」（令和元年6月25日犯罪対策閣僚会議決定）を策定し、特殊詐欺の認知件数・被害額を減少させるなどの一定の成果を上げてきた。同プランにおいては、「犯人からの電話の内容の不自然さに気付く」、「少しでも不審に感じたときには家族に確認や相談をしやすくする」ためには、家族間でのコミュニケーションや、地域社会、民間事業者等の幅広い協力による連携が重要であるとの認識の下、被害防止対策を推進するとともに、犯行ツール対策、効果的な取締り等を行うこととしている。

これらの対策は、「闇バイト強盗」と称される強盗等事件を抑止する上でも、有効であると考えられる。

他方、強盗や特殊詐欺の犯罪者グループ等は、いわゆる「架け子」、「受け子」、「出し子」、「現金回収・運搬役」、「リクルーター」等のように、役割分担を細分化させ、そのネットワークを海外にまで広げているケースもみられる。

また、指示役と実行役との間の指示・連絡に、秘匿性の高い通信手段を用いるなどし、犯行の手口を一層巧妙化させている。

さらに、犯罪者グループ等に対し、預貯金口座や携帯電話を不正に譲渡する者や、電話転送サービス等の提供を行うなどしている悪質な事業者の存在が依然として認められ

る。

こうした情勢を踏まえ、この種の犯罪から国民を守るためには、「高齢者等が被害に遭わないようにする」という観点にとどまらず、「組織的に敢行される犯罪そのものを封じ込める」、「そもそも高齢者等が犯罪者グループ等と接点を持たないようにする」といった観点から、一層踏み込んだ対策を講じることが不可欠である。

そこで、政府は、以下の四つの柱から早急に対策を講じることとした。

1点目は、犯罪者グループ等が巧妙な手段で犯罪の実行者の「募集」を図っている実態等に鑑み、「実行犯を生まない」ための対策である。

2点目は、犯罪者グループ等が高齢者等の資力等に関する個人情報、他人名義の預貯金口座や携帯電話、秘匿性の高い通信アプリケーション等を用いて犯行に及んでいる実態等に鑑み、「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策である。

3点目は、犯罪者グループ等が偽装や甘言など様々な手口を用い高齢者等に接近して犯行に及んでいる実態等に鑑み、高齢者等が犯罪者グループ等と接点を持たないようにするという観点から、「被害に遭わない環境を構築する」ための対策である。

4点目は、犯罪者グループ等の実態を含む真相の解明を迅速に実現するべく、「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策である。

これら対策のパッケージとして、今般、「SNSで実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」を策定することとした。

本プランは、「オレオレ詐欺等対策プラン」とあいまって、必要な対策の推進を促すものである。

政府は一体となって、地方公共団体、民間事業者等の協力を得ながら、本プランに基づく施策を強力に推進することとする。

1 「実行犯を生まない」ための対策

(1) 「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進

「闇バイト」等情報¹がSNS上で発信されている実態がみられるところ、こうした情報による犯罪実行者の募集を防ぐため、引き続き、警察において、サイバーパトロール等を通じて把握した情報を端緒とする捜査を推進するとともに、こうした情報が確実に削除されるよう、インターネットサービスプロバイダー等に対する働き掛けを行うほか、返信（リプライ）機能を活用した投稿者等に対する個別警告等を推進する。

また、違法情報の取締りや有害情報を端緒とした取締りを強化すべく、「闇バイト」等情報の自動検索を行うAIの活用等も含め、効果的かつ効率的な対策を推進する。

インターネット利用者等からの違法情報等に関する通報の受理、警察への通報、サイト管理者への削除依頼等を行う「インターネット・ホットラインセンター」²で取り扱う有害情報の範囲に、令和5年2月15日、個人の生命・身体に危害を加えるおそれが高い重要犯罪と密接に関連する情報を追加した。国民に対し、「インターネット・ホットラインセンター」に対する情報提供を呼び掛けつつ、「インターネット・ホットラインセンター」及び「サイバーパトロールセンター」の効果的な運用により、「闇バイト」等情報の排除に向けた更なる対策を推進する。

そのほか、主要なSNS事業者が、モデル約款³やその解説の記述を参考に、利用者からの通報を受けた場合や自主的な検知を行った場合、「インターネット・ホットラインセンター」からの「闇バイト」等情報に関する削除要請があった場合に、利用規約等に基づき投稿の削除等の措置を講ずるよう、事業者団体に通知を行う。

¹ 「闇バイト」、「裏バイト」等と表記したり、仕事の内容を明らかにせず著しく高額な報酬の支払いを示唆したりして犯罪の実行者を募集する投稿や当該投稿に関連する情報をいう。このような表現には、犯罪への気軽な参画を容易にするという指摘もある。本プランでは、広く認知されている「闇バイト」等情報」という用語を用いているが、青少年等への広報・啓発等に当たっては、「犯罪実行者募集情報」といった語も適切に活用していくこととする。

² <https://www.internethotline.jp/>

³ 各事業者が利用規約における禁止事項を定めるに当たって参考とすることを目的に、事業者団体が自主的に策定しているもの。令和5年2月14日、事業者団体において解説が改定され、「闇バイト」等情報が禁止行為に該当し得るものと整理された。

(2) サイバー空間からの違法・有害な労働募集の排除

犯罪の実行者を募集する「闇バイト」等情報の発信は、「公衆衛生上有害な業務に就かせる目的」での「労働者の募集」等として、職業安定法⁴第63条第2号に規定する違法行為に該当することから、健全な労働市場の確保のため、警察とも連携しつつ、違法な労働募集に対するネットパトロール活動を推進し、その排除を図る。

また、求人メディア等の業界団体及び事業主に対し、違法・有害な募集情報（疑わしい情報を含む。以下同じ。）の掲載を防止するために必要な措置を講ずるよう、警察とも連携しつつ、広報・啓発を徹底する。

さらに、求人メディア等の業界団体及び事業主に対し、違法・有害な募集情報を掲載していることを発見した場合、警察と連携して適切に対応するよう、要請する。

加えて、都道府県労働局に対し、都道府県労働局が違法・有害な募集情報が掲載されていることを把握した場合、警察と連携して適切に対応するよう、通知する。

(3) 青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

① 青少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、国、地方公共団体、関係団体等が相互に協力しながら、少年が「闇バイト」等情報により重大な犯罪に加担する危険性について広報・啓発を推進するとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づく広報・啓発の一環として、保護者等に対し、子供がSNS上における「闇バイト」等情報をきっかけに加害者となる危険性があることを注意喚起する。

② 児童生徒等の非行防止のための取組の推進等

小学校、中学校及び高等学校における児童生徒の非行防止に関しては、各種通知や生徒指導の基本書となる生徒指導提要において、

- ・児童生徒本人からの前兆行動を把握し、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーや警察を含む関係機関等と連携し、アセスメントを行うこと
- ・警察官等を外部講師として招き、地域の非行情勢や非行要因等について児童生徒に情報発信する「非行防止教室」等を実施することが有効であること

⁴ 昭和22年法律第141号。

等を示しており、引き続き、「闇バイト」等の犯罪行為への加担防止も含め、児童生徒の非行防止に係る取組を推進する。

また、大学等に対しても、令和5年3月1日に所要の通知を発出し、注意喚起を行ったところであり、引き続き、学生が犯罪に加担してしまわないよう、必要な取組を推進する。

③ 情報モラル教育の着実な実施

学習指導要領において情報モラルを含む情報活用能力を育成することとしているところ、小学校段階から、情報発信による他人や社会への影響について考えさせる学習活動や、ネットワーク上のルールやマナーを守ることの意味について考えさせる学習活動などを通じて、情報モラルを確実に身に付けさせる。

④ 青少年に対する広報・啓発の推進

SNS等の利用を通じて青少年が「闇バイト」等情報に触れるなどし、事の重大性を認識することなく、アルバイト感覚で犯罪に加担してしまうこと等のないよう、防犯教室や非行防止教室等の場を活用して、SNS等を用いた犯罪の発生状況、手口等について情報発信するとともに、学生向けに労働関係法令を分かりやすく解説したハンドブックや、インターネットに係るトラブル事例の予防法等をまとめた「インターネットトラブル事例集」2023年版⁵に注意喚起を盛り込むことなどにより、青少年に対する広報・啓発を推進する。

(4) 強盗や特殊詐欺の実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進

SNS上で実行犯を募集する手口がとられたり、凶悪な犯行態様で敢行されたりする昨今の強盗事件をめぐる状況や、認知件数・被害額が増加に転じるなど、引き続き深刻な情勢にある特殊詐欺の状況を踏まえ、犯罪者グループ等において実行犯を担った者に対する適正な科刑を実現すべく、捜査において、余罪の積極的な立件、令和4年12月に法定刑の引上げ等がされた組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律⁶（犯罪収益等隠匿・收受）の適用等を推進するとともに、公判においても、悪質な事情について、適切に主張・立証する。

⁵ 令和5年3月公表予定。

⁶ 平成11年法律第136号。

2 「実行を容易にするツールを根絶する」ための対策

(1) 個人情報保護法の的確な運用等による名簿流出の防止等の「闇名簿」対策の強化

① 個人情報保護法の的確な運用等

今般、「名簿屋」等の事業者に対して、個人情報保護法⁷の規定の下での個人データの取扱いの実態を把握するため、個人データの第三者提供における、提供先に対する本人確認手続等の実施の有無等に関する調査を実施しているところ、その結果等を踏まえ、個人データの適正な取扱いが一層確保されるようにするため、厳格な法執行を推進する。

また、例えば、従業者教育等安全管理措置の徹底等の個人情報の適正な取扱いの確保を図るべく、業界団体等への働き掛け等、今後、様々なチャンネルを通じた広報・啓発を更に推進する。

② あらゆる法令を駆使した取締り等の推進

個人情報を悪用した犯罪被害を防止するため、特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿の登載者に対し、注意喚起や防犯指導を引き続き行うとともに、犯罪者グループ等にこうした名簿を提供する悪質な「名簿屋」、さらに個人情報を不正な手段により取得して第三者に提供する者に対し、あらゆる法令を駆使した取締り等を推進する。

③ 犯罪の利用目的のための個人情報収集に係る注意喚起

電話や自宅訪問等により、真の目的を偽装して、個人の資産や貴金属の所有状況、家族構成等を聞き出して犯罪に利用するケースもみられることから、このような不当な個人情報の収集活動に対する注意を一層喚起する。

(2) 携帯電話等の本人確認や悪質な電話転送サービス事業者対策の推進

① 本人確認の実効性の確保に向けた取組

携帯電話や電話転送サービスの契約時の本人確認において、本人確認書類の券面の偽変造による不正契約が相次いでいることから、携帯電話不正利用防止法⁸及び犯罪収益移転防止法⁹等で定められている本人確認の実効性の確保のため、制度

⁷ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）。

⁸ 携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）。

⁹ 犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）。

改正を含め、非対面の本人確認においてマイナンバーカードの公的個人認証機能の積極的な活用を推進する。

② 通信事業者・電話転送サービス事業者に対する指導監督の強化

特殊詐欺の犯行には、匿名での架電を可能とする様々な通信手段が利用されているところ、総務省、警察庁等の関連省庁が連携して施策を推進することにより、こうしたサービスの悪用防止対策を更に強化する。具体的には、固定電話番号の利用停止等スキーム等を通じて、警察が把握した悪質な電話転送サービス事業者に係る情報を活用して、総務省が、犯罪収益移転防止法及び電気通信事業法¹⁰等に基づく指導監督を効果的に行うことができる仕組みを構築するほか、悪質な電話転送サービス事業者が大量に保有している「在庫番号」の利用を一括して制限するための仕組みを新たに設け、電話の悪用防止対策の実効性向上を図る。

(3) 悪用されるSMS機能付きデータ通信契約での本人確認の推進

契約時の本人確認が義務化されていないSMS機能付きデータ通信専用SIMカードについて、電気通信事業者に対して、契約時における本人確認の実施を更に推進する。また、SMS機能付きデータ通信専用SIMカードについて、「闇バイト」等情報の発信や犯行の指示等の手段への利用を含め不正利用の実態について分析を行い、これを踏まえて、制度改正を含めた検討を行う。

(4) 預貯金口座の不正利用防止対策の強化

不正に譲渡された預貯金口座等が、犯罪者グループ等内での金銭の授受等に用いられている実態がみられるところ、預貯金口座に係る顧客管理の強化を図り犯罪への悪用を防止するべく、業界団体等を交えた検討を行いつつ、犯罪収益移転防止法により求められている預貯金口座利用時の取引時確認や金融機関による顧客等への声掛け・注意喚起を徹底・強化するなどの対策を推進する。

また、犯罪収益移転防止法等で定められている本人確認の実効性の確保のため、制度改正を含め、非対面の本人確認においてマイナンバーカードの公的個人認証機能の積極的な活用を推進する。

(5) 証拠品として押収されたスマートフォン端末等の解析の円滑化

高度な情報通信技術を用いた犯罪に対処するため、最新の電子機器やアプリケーションの解析のための技術力の向上、パスワードが不明なスマートフォン端末の解

¹⁰ 昭和59年法律第86号。

析等を行う解析用資機材の充実強化、外国捜査機関や研究機関等の関係機関との連携・情報共有、検察官や捜査員等に対する研修等を推進し、情報技術解析に関する態勢を強化する。

(6) 秘匿性の高いアプリケーションの悪用防止

① 秘匿性の高いアプリケーションの悪用に係る注意喚起

「闇バイト」等情報の応募者が、リクルーターや指示役から、連絡に秘匿性の高い通信アプリケーションを用いるように誘導され、当該アプリケーション上でのやりとりに移行したとみられる実態があることを踏まえ、犯罪に加担する事態を防ぐために、SNSを含む「闇バイト」等への応募の入り口になりそうな場面における注意喚起のメッセージの表示や、「インターネットトラブル事例集」2023年版などを通じ、広報・啓発を実施する。

② 青少年を取り巻く有害環境の浄化対策の推進【再掲】

「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、国、地方公共団体、関係団体等が相互に協力しながら、少年が「闇バイト」等情報により重大な犯罪に加担する危険性について広報・啓発を推進するとともに、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第5次）」（令和3年6月7日子ども・若者育成支援推進本部決定）に基づく広報・啓発の一環として、保護者等に対し、子供がSNS上における「闇バイト」等情報をきっかけに加害者となる危険性があることを注意喚起する。

(7) 帰国する在留外国人による携帯電話・預貯金口座の不正譲渡防止

① 携帯電話の不正譲渡防止

帰国する在留外国人から不正に譲渡された携帯電話が「飛ばし携帯」として第三者の手に渡り、犯行に利用される実態がみられるところ、携帯音声通信事業者の協力を受けるなどして、携帯電話不正利用防止法等に規定された契約者確認の実効性確保のための検討を行う。

② 預貯金口座の不正譲渡防止

帰国する在留外国人から不正に譲渡された預貯金口座が、犯行に利用される実態がみられるところ、こうした預貯金口座が不適切に使用されるような事態を防止するべく広報・啓発活動を引き続き推進するとともに、犯罪者グループ等が当該外国人になりすまして預貯金口座を悪用することのないよう、業界団体等を交えた検討を行いつつ、在留期間に基づいた預貯金口座の管理を強化するなどの対策を推進する。

併せて、金融機関が、サービスの悪用防止のため、在留外国人の在留期限の確認等が円滑に行えるような情報の共有態勢について検討を行う。

③ 在留外国人等に対する広報・啓発の実施

在留外国人に対し、携帯電話・預貯金口座の不正譲渡の違法性の広報・啓発を徹底し、注意喚起するため、出入国在留管理庁において在留外国人に向けた広報・啓発資料の掲示等を行い、未然防止に努める。

また、日本に新たに入国する技能実習生等については、外国人本人に対し、又は受入機関を通じて、携帯電話・預貯金口座の不正譲渡の防止のための周知・啓発に取り組んでいるところであり、引き続き適切に実施する。

さらに、在外公館においても、上記広報・啓発の資料を掲示及び配布、公館ウェブサイトに掲載するなど、未然防止に努める。

3 「被害に遭わない環境を構築する」ための対策

(1) 宅配事業者を装った強盗を防ぐための宅配事業者との連携

強盗等事件では、宅配事業者の訪問を偽装するなどの手段で一般住宅等に侵入する手口がみられるところ、いわゆる「置き配」等の非対面形式の宅配方法の普及が対策として効果的と考えられることから、強盗等を企図する者が住居等に不法に侵入する機会を低減するため、非対面形式の宅配方法の拡充等の取組を宅配事業者と連携して推進する。

また、国土交通省においては、今後実施する「再配達削減PR月間」を通じ、経済産業省や宅配事業者、EC（eコマース）事業者等と連携し、再配達削減に係る取組を紹介するなど、消費者に対し、置き配等の活用を呼び掛ける。

(2) 防犯性能の高い建物部品、防犯カメラ、宅配ボックス等の設置に係る支援

警察庁、国土交通省、経済産業省、建物部品関連の民間団体等から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」や「5団体防犯建物部品普及促進協議会」において一定の防犯性能があると評価された建物部品（CP部品）をウェブサイトで公表するなどし、引き続き、その普及に努めるほか、侵入犯罪対策の広報・啓発を推進する。

また、CP部品として登録されたドア・窓への交換や、防犯カメラ、宅配ボックスの設置等への支援により、防犯性の高い住宅への改修を促進する。

(3) 高齢者の自宅電話番号の変更等支援

特殊詐欺等の捜査の過程で入手した名簿の登載者に対し、注意喚起を徹底するほか、防犯機能を備えた固定電話機の設置・導入や、自宅電話番号の変更を含む被害防止対策等について広報・啓発を行う。

なお、警察の注意喚起を偽装した特殊詐欺等も想定されるところ、これを防止する観点から、不審に感じた場合は#9110に確認の電話をすることなどを併せて周知徹底する。

また、電気通信事業者に対して、警察からの情報提供により、当該名簿への登載が確認されたこと等を契機として、固定電話番号の変更を希望する契約者については、番号変更スムーズに応じるよう要請を行う。

(4) 高齢者の自宅電話に犯罪者グループ等から電話が架かることを阻止するための方策

① 特殊詐欺の予兆電話等に利用された電話番号や海外経由の通信サービスに係る対策の検討

特殊詐欺の予兆電話等に利用された電話番号や、非通知設定の電話、海外経由の通信サービスが関与する電話からの着信を機械的に阻止するなどの方策について検討する。

② 発信者番号表示サービス等の普及等

アポ電等の悪質な電話の被害を抑止するためには、各個人が発信者番号を見て対策していただくことが重要であることから、電気通信事業者に対して、発信者番号を表示するサービス（ナンバーディスプレイ等）の普及拡大を図るとともに、利用者本人からの申出に従って、非通知設定で架かってきた電話を着信しないように設定できるサービス（ナンバーリクエスト等）や、非通知設定の電話等を自動で拒否することができるような端末（特殊詐欺対策アダプタ等）の普及促進に取り組むよう要請する。

また、関係機関が連携し、固定電話利用者に対して、非通知設定の電話等については、意図せず出ないように呼び掛けを行う。

(5) 現金を自宅に保管させないようにするための対策

高齢者が自宅に保管する現金を狙った「現金手交型」の特殊詐欺等が発生している実態がみられるところ、こうした被害を防止するため、高齢者に対して具体的な犯行手口について注意喚起を行うとともに、高額な現金を自宅に保管することの危険性について広報・啓発し、金融機関への預貯金等を活用するなどの予防対策の広報・啓発を図る。

(6) パトロール等による警戒

警察において、職務質問や防犯指導等の効果的な実施を通じて、事件等の発生を防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置くなどしたパトロールを、引き続き、推進する。

4 「首謀者を含む被疑者を早期に検挙する」ための対策

(1) 犯罪者グループ等の実態解明に向けた捜査を含む効果的な取締りの推進

事件の背後にいる首謀者や指示役も含めた犯罪者グループ等の弱体化・壊滅のため、新たな捜査手法の検討や、短時間で局面が展開する事案等に際しても迅速な捜査を行うことができるようにするための環境整備等を含め、効果的な取締りのための取組を推進する。

電気通信事業者が保有している通信履歴情報等の円滑な差押えを可能とする対応について、警察庁・総務省・関係事業者間の連携・協議の場を設けて取組を推進する。

(2) 国際捜査の徹底・外国当局等との更なる連携

首謀者や指示役が海外に所在するなどのケースにおいては、外国捜査機関等との迅速な情報交換や、捜査に必要な証拠の提供を通じ、事件の全容解明を図る必要があるところ、ICPO等を通じた捜査協力を推進するほか、外交ルートや条約・協定を活用して国際捜査共助等の円滑・迅速化に取り組む。

また、被疑者の引渡しや退去強制に係る調整が一層円滑・迅速になされるよう、外国政府・外国捜査機関等との連携を一層深める。

(3) 現金等の国外持出し等に係る水際対策の強化

国民の安全・安心の確保や経済活動の健全な発展に寄与するため、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」（令和4年5月19日マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議決定）等に基づき、関係機関と緊密に連携し、海外への不正な現金等の持出しに係る水際での取締りを実施する。

求人サイト等上における違法・有害な求人広告に関する対応窓口一覧

	都道府県	課・室名	電話番号
1	北海道	需給調整事業課	011-738-1015
2	青森	需給調整事業室	017-721-2000
3	岩手	需給調整事業室	019-604-3004
4	宮城	需給調整事業課	022-292-6071
5	秋田	需給調整事業室	018-883-0007
6	山形	需給調整事業室	023-676-4618
7	福島	需給調整事業室	024-529-5746
8	茨城	需給調整事業室	029-224-6239
9	栃木	需給調整事業室	028-610-3556
10	群馬	需給調整事業室	027-210-5105
11	埼玉	需給調整事業課	048-600-6211
12	千葉	需給調整事業課	043-221-5500
13	東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472
		需給調整事業第二課	03-3452-1474
14	神奈川	需給調整事業課	045-650-2810
15	新潟	需給調整事業室	025-288-3510
16	富山	需給調整事業室	076-432-2718

	都道府県	課・室名	電話番号
17	石川	需給調整事業室	076-265-4435
18	福井	需給調整事業室	0776-26-8617
19	山梨	需給調整事業室	055-225-2862
20	長野	需給調整事業室	026-226-0864
21	岐阜	需給調整事業室	058-245-1312
22	静岡	需給調整事業課	054-271-9980
23	愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587
		需給調整事業第二課	052-685-2555
24	三重	需給調整事業室	059-226-2165
25	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
26	京都	需給調整事業課	075-241-3225
27	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
28	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
29	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245
30	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
31	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
32	島根	職業安定課	0852-20-7017

	都道府県	課・室名	電話番号
33	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
34	広島	需給調整事業課	082-511-1066
35	山口	需給調整事業室	083-995-0385
36	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
37	香川	需給調整事業室	087-806-0010
38	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
39	高知	職業安定課	088-885-6051
40	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
41	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
42	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
43	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
44	大分	需給調整事業室	097-535-2095
45	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
46	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
47	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637

求人サイト等上における違法・有害な求人広告に関する対応窓口一覧

※ まずは電話での連絡をお願いします。

都道府県	課・室名	係名	電話番号	外部連絡用メールアドレス	FAX番号
1 北海道	生活安全企画課	特殊詐欺抑止対策係	代表 011-251-0110	seiankikakuka@police.pref.hokkaido.lg.jp	なし
			内線 3027		
2 青森	捜査第二課 特殊詐欺捜査室	特殊詐欺捜査係	代表 017-723-4211	G30100I@mail.police.pref.aomori.jp	017-723-4283
			内線 4243		
3 岩手	生活安全企画課	特殊詐欺対策係	代表 019-653-0110	DF0008@pref.iwate.jp	019-653-2110
			内線 3052		
4 宮城	生活安全企画課	犯罪抑止対策係	代表 022-221-7171	se-skika@mail.police.pref.miyagi.jp	022-221-7171
			内線 3034		
5 秋田	生活安全企画課	犯罪抑止対策係	代表 018-863-1111	soudan-police@mail2.pref.akita.jp	018-863-1111
			内線 3032		
6 山形	生活安全企画課	企画係	代表 023-626-0110	vpseiki-gps@pref.yamagata.jp	023-630-2937
			内線 3027		
7 福島	生活安全企画課	犯罪抑止対策係	代表 024-522-2151	fp-bohan01@police.pref.fukushima.jp	024-524-0899
			内線 3043		
8 警視庁	犯罪抑止対策本部	犯行ツール対策	代表 03-3581-4321	report.joboffer@keishicho.tokyo.jp	03-3214-7172
			内線 703-39181		
9 茨城	生活安全総務課 安全・安心まちづくり 推進室	犯罪抑止対策係	代表 029-301-0110	keiseisou2@pref.ibaraki.lg.jp	029-301-9565
			内線 3021		
10 栃木	生活安全企画課	特殊詐欺抑止対策係	代表 028-621-0110	keisatu-sea@pref.tochigi.lg.jp	028-627-6167
			内線 3041		
11 群馬	生活安全企画課 犯罪抑止対策室	特殊詐欺対策第二係	代表 027-243-0110	keiseiki@police.pref.gunma.jp	027-223-7866
			内線 3251, 3026		
12 埼玉	生活安全全部 生活安全総務課	特殊詐欺対策係	代表 048-832-0110	tokusa taisaku@mail.police.pref.saitama.jp	048-834-3059
			内線 3473		
13 千葉	生活安全総務課 犯罪抑止推進室	対策第三係	代表 043-201-0110	seisoka019@police.pref.chiba.jp	043-224-8590
			内線 3059		
14 神奈川	生活安全総務課 犯罪抑止対策室	特殊詐欺対策	代表 045-211-1212	新規メールアドレス設定中	045-662-5511
			内線 4291		
15 新潟	生活安全企画課 安全安心推進室	特殊詐欺撲滅対策係	代表 025-285-0110	anzen-anshin@police.pref.niigata.jp	025-284-7445
			内線 3041-3044		
16 山梨	生活安全企画課	犯罪抑止係	代表 055-221-0110	kst-seian@pref.yamanashi.lg.jp	055-227-7830
			内線 3032		
17 長野	生活安全全部 生活安全企画課	地域安全推進係	代表 026-233-0110	police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp	026-233-0108
			内線 3041		
18 静岡	生活安全企画課	特殊詐欺分析係	代表 054-271-0110	seian-k@police.pref.shizuoka.jp	054-250-0111
			内線 711-3051		
19 富山	生活安全企画課 犯罪抑止対策室	犯罪抑止対策	代表 076-441-2211	seikatsuanzen01@tpd.pref.toyama.lg.jp	076-444-1167
			内線 3412		

都道府県	課・室名	係名	電話番号	外部連絡用メールアドレス	FAX番号	
20	石川	生活安全企画課	犯罪抑止対策係	代表 076-225-0110	bohan@police.pref.ishikawa.lg.jp	なし
				内線 3033		
21	福井	生活安全企画課	特殊詐欺防止対策係	代表 0776-22-2880	seiki@police.pref.fukui.lg.jp	0776-22-2887
				内線 3032, 3035		
22	岐阜	生活安全総務課	特殊詐欺・高齢者安全対策係	代表 058-271-2424	c18879@pref.gifu.lg.jp	058-277-3789
				内線 3035		
23	愛知	生活安全総務課	情勢分析係	代表 052-951-1611	seianso@police.pref.aichi.lg.jp	052-954-8868
				内線 3026		
24	三重	生活安全企画課	犯罪抑止対策係	代表 059-222-0110	anzen@police.pref.mie.jp	059-222-0110
				内線 3027		
25	滋賀	生活安全企画課	犯罪抑止係	代表 077-522-1231	pa1101@pref.shiga.lg.jp	なし
				内線 3033		
26	京都	生活安全企画課 兼 組織犯罪対策第二課 特殊詐欺対策室	予防係	代表 075-451-9111	kpp-seiankikaku@pref.kyoto.lg.jp	075-441-6669
				内線 4295		
27	大阪	府民安全対策課	特殊詐欺対策第二係	代表 06-6943-1234	anzen@police.pref.osaka.jp	06-6943-6528
				内線 34461		
28	兵庫	生活安全企画課	犯行ツール対策係	代表 078-341-7441	seikatsuanzen@police.pref.hyogo.lg.jp	078-351-7842
				内線 3463		
29	奈良	生活安全企画課 犯罪抑止対策室	特殊詐欺抑止対策係	代表 0742-23-0110	seian@police.pref.nara.jp	0742-24-1314
				内線 3027		
30	和歌山	生活安全企画課 犯罪抑止総合対策室	犯罪抑止対策係	代表 073-423-0110	e8201002@pref.wakayama.lg.jp	073-433-7656
				内線 3038		
31	鳥取	生活安全企画課 犯罪抑止対策室	特殊詐欺予防係	代表 0857-23-0110	k_seiananzensoudan@pref.tottori.lg.jp	0857-23-0110
				内線 3035		
32	島根	生活安全企画課	安全まちづくり推進室	代表 0852-26-0110	pph-seiki@pref.shimane.lg.jp	0852-28-7111
				内線 3051~3054		
33	岡山	生活安全企画課 犯罪抑止対策室	特殊詐欺対策係	代表 086-234-0110	pseikatu@pref.okayama.lg.jp	086-233-5303
				内線 3042		
34	広島	生活安全全部 生活安全総務課	特殊詐欺抑止係	代表 082-228-0110	psevokushi@pref.hiroshima.lg.jp	082-228-1109
				内線 3052		
35	山口	生活安全企画課	安全・安心対策係	代表 083-933-0110	seiankikaku@police.pref.yamaguchi.lg.jp	083-928-5019
				内線 3033, 3034		
36	徳島	生活安全企画課	生活安全係	代表 088-622-3101	seian-s@police.pref.tokushima.lg.jp	088-652-4410
				内線 3031 3032		
37	香川	サイバー犯罪対策課	サイバー犯罪対策係	代表 087-833-0110	県警HP>暮らしの安全>サイバー犯罪 対策室>サイバー犯罪に関する情報はこ ちら(サイバー犯罪を発見したら)	なし
				内線 3484		
38	愛媛	生活安全企画課	犯罪抑止対策係	代表 089-934-0110	hanzaivokusi@police.pref.ehime.jp	089-934-0110
				内線 3032, 3033		
39	高知	生活安全企画課	地域安全対策	代表 088-826-0110	g041@police.pref.kochi.jp	088-822-1199
				内線 3043~3045		

都道府県	課・室名	係名	電話番号	外部連絡用メールアドレス	FAX番号	
40	福岡	生活安全総務課 犯罪抑止対策室	特殊詐欺予防対策係	代表 092-641-4141	seian@police.pref.fukuoka.jp	092-643-2163
				内線 3023、3024		
41	佐賀	生活安全企画課	企画・指導係	代表 0952-24-1111	keisatsubouhan@pref.saga.lg.jp	0952-24-1111
				内線 3023		
42	長崎	生活安全企画課 犯罪抑止対策室	二七電話詐欺対策係	代表 095-820-0110	npp-gaitai@police.pref.nagasaki.jp	095-820-1269
				内線 3422		
43	熊本	生活安全企画課	電話で『お金』詐欺対策係	代表 096-381-0110	seiankikaku@police.pref.kumamoto.jp	096-381-2567
				内線 3054		
44	大分	生活安全企画課	安全・安心まちづくり推 進係	代表 097-536-2131	s65000@pref.oita.jp	097-537-2114
				内線 3035		
45	宮崎	組織犯罪対策課	特殊詐欺検挙対策係	代表 0985-31-0110	mphc2901@pref.miyazaki.lg.jp	0985-31-0110
				内線 4463		
46	鹿児島	サイバー犯罪対策課	企画指導係	代表 099-206-0110	cyber@police.pref.kagoshima.jp	099-206-0124
				内線 3427		
47	沖縄	生活安全企画課	犯罪抑止対策係	代表 098-862-0110	furikome110@police.pref.okinawa.jp	098-861-8609
				内線 3052		